



島根県報

平成27年3月3日（火）

第2,678号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	2
換地処分（3件）	(農 村 整 備 課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森 林 整 備 課)	3
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による大規模小売店舗新設の届出の取 下げ	(中 小 企 業 課)	3

【公 告】

島根県ネットワーク基盤運用支援業務の調達に係る提案競技の実施	(情 報 政 策 課)	4
基本測量の終了	(用 地 対 策 課)	8
平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建 築 住 宅 課)	8

告 示**島根県告示第142号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
とみさわクリニック	松江市八幡町266番地5	平成26年12月1日
心身一如医食同源心療漢方内科日本ホリスティッククリニック	松江市学園一丁目7番30号	平成26年8月1日
ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人介護医療・心療内科漢方松江駅前クリニック	松江市東朝日町136番地2	平成26年10月1日
自然治癒力活性全人介護医療心療漢方内科横田スサノオクリニック	仁多郡奥出雲町横田1009番地6	平成26年10月1日

島根県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
ジオ薬局 春日店	クオール薬局 松江春日店	松江市春日町365番地2	平成27年1月1日
セラ薬局 ポエム店	クオール薬局 ポエム店	松江市東津田町1198番地6	平成27年1月1日

島根県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成27年2月16日付けで県営土地改良事業に係る益田地区山料工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成27年2月18日付けで県営土地改良事業に係る出雲南地区殿森工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年3月3日

島根県告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成27年2月18日付けで県営土地改良事業に係る益田地区内田中工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第147号

平成27年島根県告示第39号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
仁多郡奥出雲町鴨倉1215	藤原 朝江	出雲市小山町23
仁多郡奥出雲町鴨倉243-1、1243-3	吉川 昇一	兵庫県三田市富士が丘六丁目22-14
仁多郡奥出雲町鴨倉1122-3、1140	小田川 エツノ	仁多郡奥出雲町鴨倉419
仁多郡奥出雲町鴨倉1133-1、1206-1、1250	山田 義雄	仁多郡奥出雲町河内138
仁多郡奥出雲町鴨倉1201、1202-1、1209-1	山田 博美	仁多郡奥出雲町河内87
仁多郡奥出雲町鴨倉1134、1135-1	松原 徳五郎	仁多郡奥出雲町鴨倉361
仁多郡奥出雲町鴨倉1136、1137	源 勇吉	仁多郡奥出雲町鴨倉131
仁多郡奥出雲町鴨倉1139	小池 昭男	札幌郡豊平町字平岸872

島根県告示第148号

平成25年島根県告示第562号で告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による次の届出は、取り下げられたのでここに告示する。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 取り下げられた届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 斐川町荘原複合店舗 出雲市斐川町荘原1231番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

日本地所倉庫株式会社 代表取締役 藤沢 純造 岡山県岡山市北区野田二丁目4番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

日本地所倉庫株式会社 代表取締役 藤沢 純造 岡山県岡山市北区野田二丁目4番1号

株式会社ナフコ 代表取締役会長 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448番地1

株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江西市津田二丁目8番20号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年4月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,087平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

480台（敷地内）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

80台（各店舗入口付近）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

276平方メートル（敷地内各店舗毎）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

66.51立方メートル（敷地内各店舗毎）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

日本地所倉庫株式会社 午前10時00分から午後9時00分まで

株式会社ナフコ 午前7時00分から午後8時30分まで

株式会社フーズマーケットホック 午前9時00分から午後10時00分まで

株式会社ウェルネス湖北 午前8時00分から午前0時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所（建物敷地西側2箇所及び東側2箇所）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

2 取下げ年月日

平成27年2月19日

3 取下げの理由

事業を中止することとなったため。

公

告

島根県ネットワーク基盤運用支援業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県ネットワーク基盤運用支援業務（以下「委託業務」という。）

(2) 委託業務の仕様

別に定める「島根県ネットワーク基盤運用支援業務提案競技に係る要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

平成27年6月1日から平成29年9月30日まで

(4) 予算額

66,792千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成27年度分 23,760千円

平成28年度分 28,512千円

平成29年度分 14,520千円

なお、平成27年2月（第448回）島根県議会による予算議決がない場合には、契約は行わない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ケ) 解散後の瑕疵担保責任
- (コ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続

(1) 配布期間

平成27年3月3日（火）から同月11日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁4階） 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

提案競技説明書の配布を受けようとする場合は、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。同誓約書様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 8部
- (9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成27年3月25日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成27年4月13日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。

(2) 提出期限

平成27年3月18日（水）午後5時まで

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成27年3月23日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成27年3月30日付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県ネットワーク基盤運用支援業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(3) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(4) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある【必須】の項目が実施されることを確認する。

イ 仕様書に記載してある【要提案】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。

また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A support of network operation system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 13 April 2015
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan TEL : 0852-22-6315

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成27年1月23日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

2 作業期間

平成26年4月21日から平成27年1月23日まで

3 作業地域

益田市、津和野町

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成27年3月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

平成27年7月5日(日) 午前10時から午後5時10分まで

(木造建築士試験)

平成27年7月26日(日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

平成27年9月13日(日) 午前11時から午後4時まで

(木造建築士試験)

平成27年10月11日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

(木造建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

(木造建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成26年以前の二級・木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成27年3月16日(月)から同月30日(月)まで

イ 受験申込方法

次の宛先(受付最終日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成27年3月23日（月）午前10時から同月30日（月）午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級・木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3

一般社団法人 島根県建築士会

平成27年4月9日（木）から同月13日（月）まで

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書は、上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成25年又は平成26年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成25年若しくは平成26年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成25年若しくは平成26年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成27年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号及び試験場所等を明記したもの）については、平成27年6月12日（金）（予定）に、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

平成27年12月3日（木）（予定）。合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成27年8月25日（火）、木造建築士試験においては平成27年9月8日（火）（いずれも予定）。

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の課題は、平成27年6月10日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び一般社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。